

# 「知らないと損する！ 労働法と社会保険法」

## — 働き方改革関連法と実務対策 —

働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）が成立し、本年7月9日に公布されました。

この法律は労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法、労働契約法、労働者派遣法等の8つの法律の一部改正を一括審議で可決されたものです。その内容は「残業時間の罰則つき上限規制や有給休暇付与の義務化、勤務時間インターバル制度、同一労働同一賃金、高度プロフェッショナル制度」など、極めて多様な内容となっています。

今回の改正法は、企業規模に応じて施行時期が異なるものも多く、実務者は十分な知識を習得しておく必要があります。

今回の講座におきましても、特定社会保険労務士の川端重夫先生にわかりやすく解説していただきます。セミナー後半では、質疑応答の時間をご用意し、皆さまの疑問にお答え致します。多数のご参加をお待ちしております。

### — 主な講義内容 —

1. 働き方改革関連法とは
  2. 時間外労働の上限規制の内容とは  
大企業は2019.4～ 中小は2020.4～
  3. 年次有給休暇付与の義務化とは
  4. フレックスタイム制の改正とは
  5. 高度プロフェッショナル制度とは
  6. 勤務間インターバル制度とは
  7. 同一労働同一賃金とは  
大企業は2020.4～ 中小は2021.4～
  8. 月60時間超割増率猶予撤廃とは
  9. その他関連法の内容とは
  10. 質疑応答
- \* 進行の都合により内容が変更される場合があります。

### 講師紹介：川端 重夫(かわばた・しげお)氏 (特定社会保険労務士、川端社会保険労務士事務所長)

1940年生まれ、群馬県出身。富士短期大学経済学部卒業。1960年、平凡社に入社。経理、総務、社長秘書を歴任後、1986年に同社を退職し、同年の社会保険労務士試験に合格。翌年、川端社会保険労務士事務所を開業。現在、東京都高年齢者雇用アドバイザーとして高年齢者雇用の助言活動に携わりながら、200社余りの顧問先の指導にあたっている。

『こうすれば社会保険労務士になれる』（中央経済社）、『労働・社会保険の手続きマニュアル』（日本法令）、『よくわかる 継続雇用制度導入の実務と手続き』（日本実業出版社）などの著書がある。

### ----- 開催要領 -----

日 時 / 2018年12月12日（水）14時00分～17時00分（受付13時45分より）

会 場 / 出版クラブビル 4F 会議室 <東京都千代田区神田神保町1-32>

（東京メトロ半蔵門線・都営三田線・都営新宿線 神保町駅 A5 出口徒歩2分）

受講料 / 4,000円（資料代含む・出版クラブメンバー社以外は6,000円）<当日支払>

申 込 / 申込書にご記入の上、FAXにてお申込ください（E-mailも可）。

問合せ / 一般財団法人日本出版クラブ事務局 柿木・上村 TEL 03-5577-1771

<b>申込書</b> （切り取らずこのまま送信してください） 日本出版クラブ事務局 柿木(かきぎ)・上村(かみむら) 行 ⇒ FAX 03-5577-1772 E-mail kakigi@shuppan-club.jp			
会 社 名			
申 込 者 名	( 部署 : )		
電 話		F A X	
受 講 者 名	1.	4.	
	2.	5.	
	3.	6.	

※ 事前質問も受け付けています。質問内容を kakigi@shuppan-club.jp までお送りください。